

以下の作業を行う団体等を募集します。

**【雄物川下流（新屋地区三角沼）除草等作業】**

次のとおり募集します。

令和 6年 6月18日

分任支出負担行為担当官  
東北地方整備局  
秋田河川国道事務所長 松本 章

**1. 募集の概要等**

(1) 募集の目的

河川法第99条の趣旨に鑑み、秋田河川国道事務所が管理する直轄区間、雄物川水系雄物川下流（秋田市新屋船場町地内）における河川管理のため、除草等の作業を行うものである。

(2) 履行場所等

秋田河川国道事務所管内雄物川水系雄物川下流（秋田市新屋船場町地内）における作業で、2.の参加資格要件を満たし、かつ、最低価格で応札した者と契約締結するものとする。

(3) 作業内容

別添仕様書による

(4) 履行期間 契約締結の日の翌日 ～ 令和 6年10月31日

(5) 本作業を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料（別紙）をもって審査し、入札の結果、予定価格の範囲内で最低価格者と請負契約する。

**2. 参加資格要件**

以下の要件を満たすものとする。

(1) 河川法施行規則第37条に規定する河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人であり、かつ、当該業務内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

(2) 競争参加資格

令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」のうちC又はD等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を有していること。

(3) 過去5カ年度以内に次の実績があること。

・河川区域内における堤防除草作業又は清掃作業等

(4) 河川協力団体においては、河川協力団体指定証における「業務を行う河川の区間」が、本作業の履行場所を包含すること。

- (5) 本募集に関する説明書及び仕様書等の交付を受けた者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (8) 東北地方整備局から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中でないこと。

### 3. 本契約に関する手続等

#### (1) 契約に関する担当部局

〒010-0951 秋田県秋田市山王1丁目10-29  
東北地方整備局 秋田河川国道事務所 経理課  
電話：018-864-2283  
電子メールアドレス：thr-751keiyaku@mlit.go.jp

#### (2) 説明書及び仕様書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和6年6月18日（火）から令和6年7月9日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。  
（ただし、令和6年7月9日は14時00分まで）
- ② 交付場所：（1）契約に関する担当部局に同じ。
- ③ 交付方法：手渡し、郵送又は電子メールにより交付する。  
ただし、郵送又は電子メールにより交付を希望する場合は、（1）に送付先、会社名、担当者名、電話番号等を明記の上、電子メール（送信後、必ず着信を確認すること。）により申し出ること。  
なお、郵送等による場合の費用は希望者の負担とする。

#### (3) 参加資格要件を有することを証明する資料

- ① 提出期間：令和6年6月18日（火）から令和6年7月10日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。  
（ただし、令和6年7月10日は14時00分まで）
- ② 提出場所：（1）契約に関する担当部局に同じ。
- ③ 提出方法：持参、郵送（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）又は電子メール（送信後、必ず着信を確認すること。）により提出すること。  
なお、申請書の押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること。

#### (4) 業務内容に関する担当部局

〒010-0951 秋田県秋田市山王1丁目10-29  
東北地方整備局 秋田河川国道事務所 河川管理課  
電話018-864-2290 FAX018-864-5329

### 4 その他

- (1) 手続きにおいては使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成：要

- (3) 支払い：完了精算払いとする。
- (4) 入札心得：東北地方整備局ホームページに掲載又は秋田河川国道事務所で閲覧している「東北地方整備局競争契約入札心得」を熟読のこと。
- (5) 入札方法：入札書には、消費税及び地方消費税相当額を含めないこと。
- (6) 契約保証金：免除